

〔報告第 22 号 市長からの意見聴取について〕

1	専決処分の報告（平成 30 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 6 号））（教育委員会関係分）	P 1
2	寝屋川市総合教育研修センター条例の制定	P 5
3	寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正	P 8
4	寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	P 10
5	寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正	P 20
6	寝屋川市立エスポアール条例の一部改正	P 22
7	寝屋川市立池の里市民交流センター条例の一部改正	P 24
8	寝屋川市立青少年の居場所条例の制定	P 26
9	平成 30 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 7 号）（教育委員会関係分）	P 29
10	指定管理者の指定（寝屋川市立エスポアール）	P 37
11	指定管理者の指定期間の変更	P 38

専決処分の報告（平成30年度寝屋川市一般会計補正予算（第6号））（教育委員会関係分）

(歳入)

(単位：千円)

款・項・目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
繰入金・ 基金繰入金・ 財政調整基金繰 入金	0	74,938	74,938	財政調整基金繰入金	74,938	財政調整 基金繰入金

(歳出)

(単位：千円)

8 款 教育費
1 項 教育総務費

1 教育委員会 総務費	817,128	550	817,678	-	550	-
----------------	---------	-----	---------	---	-----	---

11 需用費	550	[教育環境の整備・充実]
修繕料	550	1 教育委員会事務局管理業務に要する経費(修 公共施設等の復旧等に係る経費 旧明徳小学校

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 教育指導費	千円 489,436	千円 160	千円 489,595	千円 -	千円 160	千円 -	
3 教育研修センター費	75,569	12,211	87,780	-	12,211	-	
計	1,405,720	12,921	1,418,641	-	12,921	-	

2項 小学校費

1 学校管理費	1,005,742	36,625	1,042,367	-	36,625	-
3 学校保健体育費	81,994	90	82,084	-	90	-

区分	説明金額	事業概要	要
11 需用費	160	(学ぶ力の育成)	千円
修繕料	160	1 確かな学力の育成に要する経費(修) 公共施設等の復旧等に係る経費 啓明小学校	160
11 需用費	12,211	[教育環境の整備・充実]	
修繕料	12,211	1 教育研修センターの運営・管理業務に要する経費(修) 公共施設等の復旧等に係る経費 教育研修センター	12,211

11 需用費	27,126	(教育環境の整備・充実)	975
一般消耗品費	672	1 学校備品等の充実に要する経費	
修繕料	26,453	公共施設等の復旧等に係る経費 消 672 修 303	
13 委託料	9,500	南、北、明和、池田、中央、木庭、神田 堤津、田井、点野、和光、国松緑丘、宇谷小学校	
委託料	9,500	2 学校園施設管理業務に要する経費 公共施設等の復旧等に係る経費 修 26,150 委 9,500 全市立小学校	35,650
11 需用費	90	(学ぶ力の育成)	
修繕料	90	1 学校教材・教具等の充実に要する経費(修) 公共施設等の復旧等に係る経費 木田小学校	90

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳		
				特定 国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円
計	1,917,790	36,715	1,954,505	-	36,715	-

3 項 中学校費

1 学校管理費	512,241	19,136	531,377	-	19,136	-
3 学校保健体育費	41,881	785	42,666	-	785	-
計	1,076,269	19,921	1,096,190	-	19,921	-

4 項 幼稚園費

1 幼稚園管理費	207,492	4,600	212,092	-	4,600	-
----------	---------	-------	---------	---	-------	---

区分	説明 金額 千円	著	業	概	要

11 需用費	14,636				
一般消耗品費	436				436
修繕料	14,200				
13 委託料	4,500				
委託料	4,500				18,700
11 需用費	785				
修繕料	785				785

11 需用費	4,100				
修繕料	4,100				1,900
13 委託料	500				

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				補正額		財源	
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円
計	476,398	4,600	480,998	-	-	4,600	-

5項 社会教育費

3 図書館費	264,033	181	264,214	-	-	181	-
5 留守家庭児童会費	647,895	600	648,495	-	-	600	-
計	1,510,784	781	1,511,565	-	-	781	-

節 区	税 分	明 金		事 業	概 要
		千円	千円		
委託料		500		2 学校園施設管理業務に要する経費 公共施設等の復旧等に係る経費 修 2,200 委 500 全市立幼稚園	千円 2,700

11 需用費	181	(生涯学習の充実)	181	
修繕料	181	1 図書館機能の充実に要する経費(修) 公共施設等の復旧等に係る経費 董島駅前返却ポスト		181
11 需用費	600	(青少年の健全育成)	600	
修繕料	600	1 放課後の居場所の充実に要する経費(修) 公共施設等の復旧等に係る経費 木原、石津小学校留守家庭児童会		600

議案第 号

寝屋川市総合教育研修センター条例の制定

寝屋川市総合教育研修センター条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 月 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市総合教育研修センター条例

(目的及び設置)

第1条 寝屋川市における教育の充実及び振興を図るため、総合教育研修センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 総合教育研修センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 寝屋川市総合教育研修センター
- (2) 位 置 大阪府寝屋川市明德一丁目1番1号

(事業)

第3条 総合教育研修センターは、第1条の目的を達成するため、教育に関する次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 次に掲げる研修及び研究に関する事業
 - ア 教育関係職員の研修に関すること。
 - イ 教育に関する専門的及び技術的事項の調査研究に関すること。
 - ウ 教育に関する資料の収集及び活用に関すること。
- (2) 次に掲げる教育支援に関する事業
 - ア 教育相談に関すること。
 - イ 不登校の児童生徒（児童及び生徒をいう。以下同じ。）の学習指導及び生活指導に関すること。
 - ウ 不登校の児童生徒に係る学校及び関係機関との連携に関すること。
- (3) 児童生徒等の英語力の向上その他英語学習に関する事業
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 総合教育研修センターに、当該教育機関の長その他必要な職員を置く。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(寝屋川市教育研修センター設置条例の廃止)

2 寝屋川市教育研修センター設置条例（平成3年寝屋川市条例第4号）は、廃止する。

議案第 号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 月 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会 寝屋川市就学指導委員会の項を次のように改める。

寝屋川市教育支援委員会	障害のある児童及び生徒の就学及び教育の支援についての審議に関する事務
-------------	------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 月 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「250,900円」を「251,200円」に改める。

第20条第1項中「4,200円」を「4,400円」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の90」を「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」に改め、同条第6項中「次条において同じ。)から」を「次条第5項第3号において同じ。)から」に、「同項」を「第23条第1項」に、「次条において同じ。)」を「次条第1項において同じ。)」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条、第3条の2関係)
行政職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 144,100	円 194,000	円 230,000	円 263,000	円 288,900	円 319,200	円 362,900	円 408,100
2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	

48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				

101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用 職員	187,700	215,200	215,200	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条及び第26条の2に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条、第3条の2関係)
医療職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 247,900	円 333,100	円 397,900	円 471,700
2	250,400	336,100	400,800	474,000
3	252,900	339,000	403,700	476,200
4	255,400	342,000	406,500	478,500
5	257,600	344,700	409,100	480,700
6	261,400	348,000	411,800	482,900
7	265,200	351,100	414,600	485,100
8	269,000	354,200	417,300	487,300
9	272,600	357,000	419,500	489,300
10	276,600	359,900	422,200	491,400
11	280,600	363,000	424,800	493,500
12	284,600	366,200	427,500	495,600
13	288,400	369,100	429,900	497,700
14	292,400	372,700	432,400	499,800
15	296,300	375,900	434,800	501,900
16	300,200	379,600	437,300	504,000
17	303,900	383,200	439,300	506,100
18	307,500	385,900	441,700	508,100
19	311,000	388,700	444,000	510,100
20	314,600	391,400	446,400	512,100
21	318,200	394,200	447,900	513,900
22	321,900	396,800	450,300	515,700
23	325,400	399,400	452,600	517,600
24	328,900	401,800	454,900	519,500
25	332,400	403,800	456,900	521,200
26	335,200	406,100	459,200	523,000
27	337,800	408,300	461,400	524,800
28	340,400	410,600	463,700	526,600
29	343,200	412,900	465,800	528,200
30	345,300	415,000	468,100	530,000
31	347,500	417,000	470,400	531,800
32	349,900	419,100	472,600	533,600
33	352,100	421,000	474,600	535,200
34	354,500	422,800	476,700	537,000
35	356,700	424,600	478,800	538,700
36	359,200	426,600	480,900	540,500
37	361,400	428,500	483,000	542,100
38	363,800	430,500	484,800	543,700
39	366,200	432,400	486,600	545,100
40	368,400	434,400	488,400	546,700
41	370,700	436,200	490,100	548,200
42	372,100	438,000	491,900	549,600
43	373,600	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500

48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		
再任用 職員	296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」とする。

第22条第5項中「職員でその職務の級が3級以上であるもの」を「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として各給料表につき規則で定めるもの」に改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

(寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年寝屋川市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の165」との次に「、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」と」を加える。

第 11 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	130,400
2	138,000
3	141,900
4	144,100
5	153,000
6	158,300
7	173,700
8	186,400
9	186,900
10	192,900
11	199,400
12	205,800
13	237,800
14	246,800
15	250,400
16	253,900
17	262,400
18	268,200

第 4 条 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 165」と、「100 分の 137.5」を「100 分の 130」に、「100 分の 170」を「100 分の 167.5」に改め、「と、同条第 5 項中「職員でその職務の級が 3 級以上であるもの」とあるのは「職員でその職務の級が 3 級以上であるもの及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年寝屋川市条例第1号。以下「平成29年改正条例」という。）附則第4項の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成29年改正条例附則第4項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成29年改正条例附則第4項の規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成29年改正条例附則第4項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第 号

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 月 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和44年寝屋川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第 号

寝屋川市立エスポール条例の一部改正

寝屋川市立エスポール条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 月 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市立エスポアール条例の一部を改正する条例

寝屋川市立エスポアール条例（平成5年寝屋川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「和室1」を「和室」に改め、和室2、会議室1及び会議室2の項を削り、同表に次のように加える。

集会室	500 円	650 円	500 円
-----	-------	-------	-------

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 号

寝屋川市立池の里市民交流センター条例 の一部改正

寝屋川市立池の里市民交流センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 月 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市立池の里市民交流センター条例の一部を改正する条例

寝屋川市立池の里市民交流センター条例（平成 18 年寝屋川市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「

1,000	1,000	1,000
-------	-------	-------

 を

「

500	500	500
-----	-----	-----

 に改める。」

別表第 2 中 「

多目的室 1	400	400	400	400
多目的室 2				
多目的室 3				
多目的室 4				
多目的室 5	300	300	300	300
多目的室 6	700	700	700	700

 を

「

多目的室	400	400	400	400
------	-----	-----	-----	-----

 に改める。」

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 号

寝屋川市立青少年の居場所条例の制定

寝屋川市立青少年の居場所条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 月 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市立青少年の居場所条例

(目的及び設置)

第1条 青少年が自由に交流や活動を行うなど安心して過ごすことのできる環境の整備を図るため、青少年の居場所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 青少年の居場所の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 寝屋川市立青少年の居場所

(2) 位置

ア 大阪府寝屋川市池田西町24番5号

イ 大阪府寝屋川市八坂町28番13号

(事業)

第3条 青少年の居場所は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 青少年の交流と活動の場その他青少年の居場所の提供に関すること。

(2) 前号に規定する事業に附帯する事業

(利用することができる者の範囲)

第4条 青少年の居場所を利用することができる者は、寝屋川市立中学校の生徒その他寝屋川市に住み、働き、又は学ぶ者で教育委員会規則で定めるものとする。

(利用の手続)

第5条 青少年の居場所の利用を希望する者は、あらかじめ、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の登録を受けなければならない。

2 青少年の居場所を利用しようとする者は、その際に、教育委員会規則で定めるところにより、当該利用の申出をしなければならない。

(特別の設備の設置及び変更の禁止)

第6条 青少年の居場所を利用する者(以下「利用者」という。)は、青少年の居場所に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。

(利用の制限等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、青少年の居場所の利用を制限し、又は青少年の居場所からの退去を命ずることができる。

- (1) 現に行われている青少年の居場所の利用の状況に照らし、当該申出による利用を行うことが青少年の居場所の運営上困難であると認めるとき。
- (2) 他人に迷惑をかけ、又は他人に危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 青少年の居場所の管理上又は公益上やむを得ない必要を生じたとき。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、青少年の居場所を利用した場合において、その利用を終了したときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。前条の規定により退去を命ぜられたときも、同様とする。

(汚損等における原状回復及び損害賠償)

第9条 利用者は、青少年の居場所の利用に際して、青少年の居場所又はその附属設備（物品を含む。）を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、青少年の居場所の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年度寝屋川市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会関係分）

(単位：千円)

(歳出)

8 款 教育費
1 項 教育総務費

1 教育委員会 総務費	817,678	28,413	846,091	-	-	-	28,413
----------------	---------	--------	---------	---	---	---	--------

2 給料	12,716	[人件費等]					
一般職給	12,716	I 人件費等					28,413
3 職員手当等	10,205						
地域手当	1,743						
扶養手当	167						
管理職手当	1,649						
通勤手当	354						
時間外勤務手当	1,578						
期末手当	3,456						
勤続手当	1,260						
住居手当	△372						
児童手当	370						

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				
				国府支出金 千円	地方債 千円	財源		一般財源 千円
						その他 千円	その他 千円	
3 教育研修センター費	87,780	△100	87,680	-	-	-	-	△100
計	1,418,641	28,313	1,446,954	-	-	-	-	28,313

2項 小学校費

1 学校管理費	1,042,367	△18,255	1,024,112	-	-	-	-	△18,255
---------	-----------	---------	-----------	---	---	---	---	---------

節 区 分	説明 金額 千円	事 業 概 要	千円
4 共済費	5,492		
共済組合負担金	5,738		
健康保険負担金	△95		
災害補償基金負担金	△2		
厚生年金負担金	△148		
介護保険料	△1		
4 共済費	△100	[人件費等]	
健康保険負担金	△34	1 人件費	△100
厚生年金負担金	△42		
雇用保険料	△2		
介護保険料	△22		

2 給料	△8,597	[人件費等]	
一般職給	△8,597	1 人件費等	△18,255
3 職員手当等	△6,092		
地域手当	△1,106		
扶養手当	△612		
通勤手当	246		
時間外勤務手当	48		
期末手当	△2,609		
勤労手当	△1,939		
児童手当	△120		

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源		一 般 財 源	
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円
4 学校給食費	593,700	△48,217	545,483	-	-	-	△48,217
計	1,954,505	△66,472	1,888,033	-	-	-	△66,472

節 区 分	説 明 金 額 千円	事 業 概 要	千円
4 共済費	△3,566		
共済組合負担金	△2,871		
健康保険負担金	△297		
災害補償基金負担金	△1		
厚生年金負担金	△383		
雇用保険料	△21		
介護保険料	7		
2 給料	△24,826	[人件費等]	
一般職給	△24,826	1 人件費等	△48,217
3 職員手当等	△15,546		
地域手当	△3,058		
扶養手当	△618		
通勤手当	155		
時間外勤務手当	171		
期末手当	△6,683		
勤勉手当	△4,877		
住居手当	△216		
児童手当	△420		
4 共済費	△7,845		
共済組合負担金	△7,505		
健康保険負担金	△137		
災害補償基金負担金	△1		
厚生年金負担金	△144		
雇用保険料	△22		
介護保険料	△36		

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源		一般財源	
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	千円
計	480,998	△355	480,643	-	-	-	△355

節 区	説明 金額	概要	要 千円
児童手当	180		
4 共済費	265		
共済組合負担金	265		

5 項 社会教育費

1 社会教育総務費	362,171	△4,919	357,252	-	-	-	△4,919
-----------	---------	--------	---------	---	---	---	--------

2 給料	△3,370	[人件費等]					
一般職給	△3,370	1 人件費等					△4,919
3 職員手当等	△668						
地域手当	△375						
扶養手当	401						
管理職手当	△413						
通勤手当	167						
時間外勤務手当	304						
期末手当	△387						
勤勉手当	△764						
住居手当	459						
児童手当	△60						
4 共済費	△881						
共済組合負担金	9						
健康保険負担金	△282						
災害補償基金負担金	△1						
厚生年金負担金	△500						
雇用保険料	△66						

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				
				国府支出金 千円	特定 千円	地方債 千円	財源	
							その他 千円	一般財源 千円
3 図書館費	264,214	6,993	271,207	-	-	-	6,993	
4 青少年教育費	93,272	△21	93,251	-	-	-	△21	
5 留守家庭児童会費	648,495	△13,173	635,322	-	-	-	△13,173	

節 区 分	説明 金額 千円		事業 業 概 要
	金額 千円	△41	
介護保険料			
2 給料	2,480		[人件費等]
一般職給	2,480		1 人件費 6,993
3 職員手当等	3,501		
地域手当	328		
扶養手当	298		
通勤手当	212		
時間外勤務手当	1,687		
期末手当	657		
勤勉手当	319		
4 共済費	1,012		
共済組合負担金	1,029		
健康保険負担金	△38		
災害補償基金負担金	△1		
厚生年金負担金	14		
雇用保険料	△3		
介護保険料	11		
4 共済費	△21		[人件費等]
健康保険負担金	△26		1 人件費 △21
厚生年金負担金	11		
介護保険料	△6		
2 給料	△6,109		[人件費等]
一般職給	△6,109		1 人件費 △13,173
3 職員手当等	△4,611		

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円
計	1,511,566	△11,120	1,500,445	-	-	-	△11,120

節 区	説明	金額 千円	事 業 概 要
地域手当		△756	
通勤手当		△652	
時間外勤務手当		△12	
期末手当		△1,570	
勤勉手当		△1,621	
4 共済費		△2,453	
健康保険負担金		△1,157	
災害補償基金負担金		△1	
厚生年金負担金		△1,329	
雇用保険料		11	
介護保険料		23	

6 項 社会体育費

1 社会体育総務費	104,537	△305	104,232	-	-	-	△305
-----------	---------	------	---------	---	---	---	------

2 給料	説明	金額 千円	事 業 概 要
一般職給		△1,209	【人件費等】
3 職員手当等		△1,209	1 人件費等
		1,158	
地域手当		△175	
扶養手当		△158	
管理職手当		△103	
通勤手当		145	
時間外勤務手当		1,671	
期末手当		△382	
勤勉手当		△103	
住居手当		324	
児童手当		△60	

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 国府支出金 千円	定 地方債 千円	源 その他 千円	
						一般財源 千円	
計	185,062	△305	184,757	-	-	-	△305

節 区	説明 金額 千円	事業 概要	要 要 千円
4 共済費	△254		
共済組合負担金	△370		
健康保険負担金	32		
厚生年金負担金	77		
介護保険料	7		

議案第 号

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立エスポアール)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 30 年 月 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- 1 施設の名称 寝屋川市立エスポアール
- 2 団体の名称 特定非営利活動法人 和
- 3 指定の期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指 定 管 理 者 の 指 定期 間 の 変 更

平成 26 年 12 月市議会定例会（議案第 82 号）において議決を得た寝屋川市立中央公民館の管理に係る指定管理者の指定に関し、次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成 30 年 月 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

変更する内容

指定の期間

変更前 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで（5 年間）

変更後 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで（3 年 9 か月間）